



施設の見学方法について

- ・直接施設に連絡して、日程を調整してください。(予約の無い訪問には対応できない場合があります)
- ・幼稚園及び幼稚園型認定こども園の説明会等(見学)は各園のホームページ等を確認して、施設に直接お問い合わせください。



見学のポイント

- ・預かりの保育時間を確認する。
- ・保育指針や保育目標など特徴を確認する。
- ・保育内容やこどもたちの様子を確認する。
- ・施設や設備状況を確認する。
- ・給食やアレルギー対応について確認する。



おうちでぶんきょう園見学

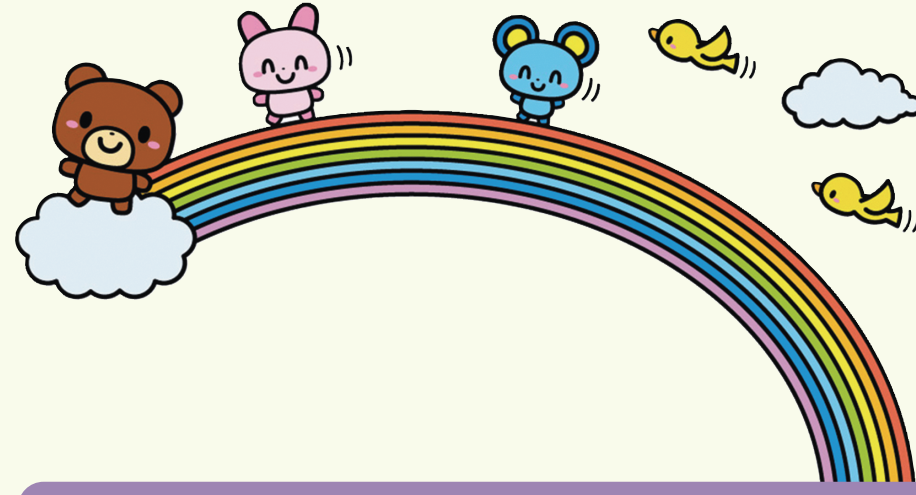
区内の保育所等の保育室、園庭、ホール、テラス、トイレ、給食等を撮影し、各園の雰囲気が伝わるような1分程度の紹介映像をYouTube上に公開しています。



詳しくはこちらのQRコードを読み取っていただくか、区ホームページをご覧ください。

文京区保育施設MAP 2025
発行 令和6年10月
文京区子ども家庭部幼児保育課
〒112-8555 文京区春日1-16-21
電話番号 03(5803)1190
印刷番号 F0223006

*このQRコードから「ぶんきょう保育パンフレット」(パンフレット)等が掲載されているページへアクセスできます。



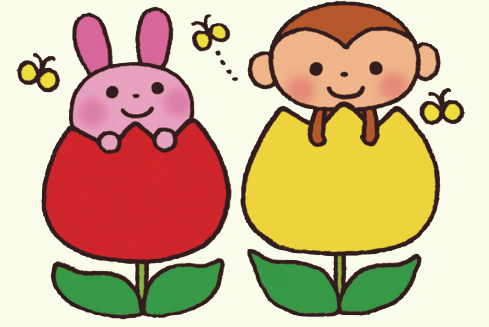
文京区保育施設MAP 2025



認可保育園・地域型保育事業・認定こども園をご利用できる方

保護者の就労や病気などの理由により保育を必要とする児童を、保護者に代わって預かり、保育する施設です。集団生活をさせたい、幼児教育の場として利用したいという理由のみでは申込みできません。また、原則として認可保育園、認定こども園と区立幼稚園及び一部の私立幼稚園(新制度移行園)の二重在籍はできません。(夏休み利用等も含む)

認可保育園を利用するためには、保護者全員が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。詳細は文京区が発行する『ぶんきょう保育パンフレット』をご覧ください。



区ホームページに「よくあるご質問」を掲載しております。詳しくはこちらのQRコードを読み取っていただくか、区ホームページをご覧ください。



よくあるご質問について

- 見学をしたほうが有利になりますか？
見学の有無によって有利、不利は発生しません。事前見学は、お子様が生活の大半を過ごす場の確認となりますのでおすすめしております。
- 希望順位は選考においてどのような関係がありますか？
複数施設で内定となる場合に、より希望順位が高い施設に内定となります。ほかの申込者との順位比較はありません。

選考について

申込について

- 認可保育園に直接申込はできますか？
認可保育園では直接の受付を行っておりません。必ず申込期間内(詳細は「ぶんきょう保育パンフレット」参照)に電子申請(受付は締切日の23時59分まで)、幼児保育課の窓口へ直接持参または郵送(必着)にてお申込ください。
- 申し込みはいつまで有効ですか？
入所希望月から年度内(1月入所選考)まで有効です。次年度4月入園の申込期間は11月上旬ごろ発行予定の「ぶんきょう保育パンフレット」に掲載されますのでご確認ください。

園での生活について

- 車や自転車での送り迎えはできますか？
自乗車での送り迎えはできません。また、送迎バスの運行はありません。園での送り迎えについては、駐輪場の有無を確認したうえで行ってください。
- 入園後に仕事を辞めても保育園に通い続けることはできますか？
入園の必要性が認められない場合は継続して認可保育園に通園することとなります。また、転職等に及び入園時の基本指数(詳細は「ぶんきょう保育パンフレット」参照)が下がってしまう場合は再選考となります。

よくあるご質問Q&A



午前7時15分から午後6時15分までの範囲内で保育が必要となる場合があります。(施設によっては預かり時間が要となる時間となります。)

保護者全員が「保育を必要とする事由」に該当する場合は「ぶんきょう保育パンフレット」参照)であれば土曜日もお預かりします。

*土曜保育について

保育の時間



保育料について

認可保育園の保育料は児童のクラス年齢と世帯の住民税額(区民税所得割額)に応じて決定します。詳細は「ぶんきょう保育パンフレット」に掲載している「保育料徴収金基準額表」をご覧ください。東京都認証保育施設やそれ以外の認可外施設については、各施設へ直接お問い合わせください。

開園日

認可保育園は文京区幼児保育課への申込みが必要となり、また、東京都認証保育施設やそれ以外の認可外施設については、各施設へ直接お問い合わせのうえ、申込方法をご確認ください。

次の日を除いた日にお預かりを行います。

- ・年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ・日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日

ただし、年末保育や休日保育を実施している施設を除きます。

入園の申込み

